

「(仮称)山形県歯科保健条例」骨子案に対する意見募集結果

1 意見募集期間

平成25年7月3日(水)～平成25年8月2日(金)

2 意見の件数

54件 (意見提出者数 43人)

3 意見の概要

○ 条例全般に係るもの	5 件
○ 目的に係るもの	1 件
○ 県民の役割に係るもの	2 件
○ 基本的施策に係るもの	44 件
○ 実態調査に係るもの	1 件
○ いい歯の日及びいい歯の週間に係るもの	1 件

※ 基本的施策に係る意見数44件のうち「フッ化物の応用」に係る意見が36件ありました。

4 御意見の概要と御意見に対する考え方

項 目	番 号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方
条例全般	1	とても素晴らしいことだと思います。ぜひ成立させていただきたいと思います。	趣旨に御賛同いただきありがとうございます でございます
	2	この条例が制定されることに賛成いたします。この条例は、子どもたちの健やかな成長並びに県民の健全な口腔機能の維持増進に寄与すると考えます。	委員会では、条例を制定することによって、県民の皆さんから「歯と口腔の健康づくり」の重要性を再認識していただくとともに、県、県民、関係機関が一丸となった一層の取り組みが実施されることを期待しているところです。
	3	<p>口腔の健康は全身の健康につながることが理解されるようになってきましたが、県民すべての方にその重要性を知っていただき、健康で生き甲斐のある人生を送っていただくには、このような条例のもとに有効な予防処置や歯科健診システムは必須のこととされます。そのためには、条例案にも書かれているように、人生の全てのライフステージで健診を受けられることが重要です。特に青年期 20～40 歳までの期間が健診の受けにくい期間になっていることから、この世代への対応が重要と考えます。</p> <p>また、就学前期や学童期でのフッ素応用は大変効果があり、文部科学省厚生労働省でも推奨しています。ぜひ山形県でも条例案のとおり、更なる普及啓発をお願いします。</p> <p>このような案が山形県でも提出されることに大きな喜びを感じます。山形県民の健康のためぜひ議会での可決、成立、施行が速やかに行われることを期待いたします。</p>	
	4	<p>非常にいい内容であると考えます。</p> <p>県として第三者に押しつけではなく、運営に力を入れていただけますようお願いいたします。県及び関係団体の先導において県民にしっかりと周知実行されることを願います。</p>	

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
条例全般	5	歯科保健を推進することはとても大切なことだとは思いますが、条例として定められることは反対です。まるで、健康な口腔であることが県民の義務であり、むし歯がある人は「非国民！」と言われているようです。	歯科保健の推進に御理解をいただきありがとうございます。 委員会では、条例を制定することによって、県民の皆さんから「歯と口腔の健康づくり」の重要性を再認識していただき、県民の皆さんが生涯にわたって健康で豊かな人生を送られることを期待しております。
目的	6	「脳血管疾患～糖尿病をはじめとする」とありますが、生活習慣病の具体例まで条例に入れなくてもよいのではないかと思います。シンプルであるほうが読み易くていいのではないかと思います。	歯と口腔の健康づくりが、歯と口腔のみならず全身の健康に寄与することについて、本県での罹患率が全国と比べたときに高い疾患名を条文に入れることにより強調させていただいております。
県民の役割【第1項】	7	他県の条例では「かかりつけ歯科医」を明記している所はあまり見られません。逆説的にいえば「日常的に支援する歯科医師」でないと指導を受けられないとも取れるのではないのでしょうか。	御意見のとおり、「かかりつけ歯科医」を明記している他県の条例は少ない状況ですが、本県では、歯科疾患の予防や早期治療及び健全な口腔機能を維持するためには、県民一人一人が、日常的な指導をしていただける「かかりつけ歯科医」を持つことが望ましいと考えられることから明記したところです。
県民の役割【第2項】	8	「父母又は同居するその家族」とされていますが、ここでは、「又は」よりも「並びに」等の方が良いように思います。「又は」には同じという意味もございますが、「どちらか」と捉えられることもございます。祖父母等の意識をより高めていただくことが必要と考えます。	御意見のとおり、子どもの歯と口腔の健康づくりを行う上で、父母と同様に祖父母等による取り組みも大変重要ですので、その趣旨を適切に表現するため、「父母又は同居するその家族」を「父母その他の同居する家族」に修正します。
基本的施策【全般】	9	ほとんどの施策が指導型で、これまでの歯科保健活動となんら変わりのないことから体験型で県民が参加しやすいものを具現化する必要も考えられます。特に、健口教室のようなものを市町村単位でより実施しやすい体系を県が支援できるようになれば、より良いのではないかと思います。	いただいた御意見については、今後の施策展開の参考としていただくよう、県の関係部局にお伝えします。

項 目	番号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方
基本的施策 【全般】	10	<p>「口腔がん」は希少がんとして扱われますが、どこかの項目に「口腔がんの早期発見や予防について」も触れていただきたい。</p> <p>また、目的の所に「・・・、健全な口腔機能を維持すること、・・・」とありますが、骨子案にはここ以外にはほとんどこの口腔機能に関して触れてありません。小児期の口腔機能も大事ですが、特に口腔機能が低下している高齢者における口腔機能向上を図ることが、要支援、要介護状態への移行の予防につながるものと思いますので、口腔機能の獲得、維持向上のための施策についても1つの項目として掲げていただきたい。</p>	<p>「口腔がん」については、目的の中の「歯と口腔に関する疾患」に含まれるものと考えております。</p> <p>また、口腔機能の維持に関する記載については、目的の中で、「健全な口腔機能を維持すること」を「歯と口腔の衛生保持や歯科疾患の予防及び治療」とともに「歯と口腔の健康づくり」として規定しており、条例全般にわたって、この「歯と口腔の健康づくり」を記載しております。</p>
基本的施策 【第3号】	11	<p>乳幼児期や学齢期における支援にある程度比重をおいて実施することは非常によいことと思います。ただ、この時期だけでなく歯周病を含む脳血管疾患や虚血性心疾患などとの関連に関しての施策をもう少し踏み込んだ形で施策として実施したほうがよいのではないかと考えられます。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の施策展開の参考としていただくよう、県の関係部局にお伝えします。</p>
	12	<p>乳幼児期の中でも、特に歯科検診のない4歳前後から就学時検診時まで、つまり幼児期後半に多くのう蝕が発生している現状を考えると、乳幼児期という言葉でまとめてしまうことに違和感があります。乳児期、幼児期及び学齢期に分けられないでしょうか。</p> <p>また、趣旨に特に幼児期後半のう蝕予防施策の重要性が取り上げられることを期待します。</p>	<p>御意見をいただいた幼児期後半におけるう蝕予防施策の重要性については、条例の制定にあわせて作成する「条例逐条解説」において、この趣旨を記載します。</p>

項 目	番 号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方
基本的施策 【第3号】	13	乳幼児期及び学齢期のみに限ったのはなぜでしょうか。他県では、乳幼児期・学齢期、成人期、高齢期、妊産婦、障害者と分けしている県もあります。	<p>条例骨子案は、全ての県民の歯と口腔の健康づくりの推進に取り組むことを大前提として作成しております。</p> <p>本規定は、乳幼児期における「う歯」の罹患率が全国平均よりも高いことが本県の特徴であることや、生涯にわたる歯科保健活動の基盤が形成される乳幼児期や学齢期における取り組みが特に重要と考えられることから、基本的施策の中に別途規定したものです。</p>
基本的施策 【第4号】	14	フッ化物応用を含む歯科疾患予防の対策については、基本施策に入れて正しい知識を普及させ、口の健康を守るという意味では非常によいと思います。	基本的施策の第4号については、フッ化物応用に係る記載について、賛成意見、反対意見の両論合わせて、多数の御意見をいただきました。
	15	説明文には、「フッ化物応用を強制するものではなく・・・」、「関係する機関や団体の実情にあった予防並びに運用の方法により、適切に行われるべきもの」とあり、そのとおりだと思いますが、フッ化物応用を推進するという意図が感じられません。ぜひとも推進していくことを明記していただきたい。	<p>フッ化物応用に係る委員会での検討内容と考え方につきましては以下のとおりです。</p> <p>(委員会での検討内容)</p> <p>フッ化物応用については、委員会の中で多くの議論を行いながら、検討を重ねてまいりました。</p>
	16	<p>フッ素に関しては、過剰摂取による害が明らかになり、多くの報告例があり、効用よりも害の方が多く報告されているようです。</p> <p>また、フッ素洗口を勧めている方々は、フッ素は安全だと言っていますが、アレルギーの子どもたちも多い現在、100%安全であると言い切れるのでしょうか。</p> <p>そのようなものが、集団で使用されることのないようお願いします。</p> <p>(同趣旨の御意見を数件いただきました。)</p>	<p>検討に当たっては、フッ化物応用を条例に規定済みの県への聞き取り調査を行うとともに、歯科医療関係者・市町村関係者・老人福祉施設関係者・保育関係者・学校関係者等との意見交換を行ってまいりました。</p> <p>これら、各関係者の意見を踏まえ</p>

項 目	番 号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方
基本的施策 【第4号】	17	フッ化物は薬物であり劇薬です。その応用について条例で定めるのは強制に変わる可能性があると思います。条例に明記すべきものではないと考えます。	た結果、適切な方法により行われたフッ化物応用は、「う歯」予防に効果があると考えられることから、歯磨きとともに、「県民に対する歯科疾患予防対策」の一つとして表現すべきであるとの結論に達したものです。
	18	フッ化物応用の文言が盛り込まれていますが、適応の仕方によっては、学校での集団フッ素洗口を推奨する内容にもなりかねません。学校における集団フッ素洗口は、医薬品を用いた行為であり、医薬品である限りは当然副作用もあり、学校には副作用の管理も含めた医療行為を実施する資格のある教員はいません。ですから、学校での集団フッ素洗口につながりかねないフッ化物応用の文言を入れるべきではないと考えます。 (同趣旨の御意見を数件いただきました。)	なお、第4号は、全県民を対象にした歯科疾患予防対策について規定したものであり、フッ化物応用に限ったものでもなければ、強制するものではありませんので、歯磨きをはじめとした歯科疾患予防対策については、関係する機関、団体、施設、事業所や学校などの実情にあった予防方法・運用方法により、適切に行われるべきものと考えております。
	19	フッ化物応用は、医師が行うべき特定の医療行為と考えます。それは、かかりつけの歯科医による塗布等、個別に治療・予防方針として本人や保護者の納得を得た後に行うべきものであり、学校での集団フッ素洗口など、多人数に対し一斉に行うものではないと考えます。集団フッ素洗口は、学校の教育内容とは言えないものであり、ただでさえ多忙を極めている学校に、くれぐれも集団フッ素洗口が入ることがないようにしていただきたい。文言の受け取り方では学校で行うべきだという圧力になりかねないフッ化物応用の文言は入れるべきではないし、かかりつけ歯科医の医療行為として限定し、誤解を招かないようにすべきです。 (同趣旨の御意見を数件いただきました。)	いただいた多くの御意見については、今後の具体的な取り組みを考えていく際の参考としていただくよう、県の関係部局にお伝えします。

項 目	番 号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方
基本的施策 【第4号】	20	<p>学校は教育する場であり、この場に医薬品を使用した活動を行うことを入れることは場違いです。指導要領の中にも医薬品を使用した教育活動は明記されていませんし、あり得ません。</p> <p>(同趣旨の御意見を数件いただきました。)</p>	
	21	<p>子宮頸がんワクチンの問題をはじめ、予防注射も個々の体質に配慮して個別接種している時代に、飲み込む危険のある医薬品のフッ素を保育園や幼稚園、学校などの集団生活の場に導入すると受け取られるような文言は載せるべきではないと考えます。</p> <p>(同趣旨の御意見を数件いただきました。)</p>	
	22	<p>フッ化物応用の文言は10 基本的施策の(5)に入れ、青年期に限らずかかりつけ歯科医を持つことを推奨し、その「かかりつけ歯科医の行為」として「フッ化物応用」を限定し、誤解を招かないようにすべきです。</p> <p>(同趣旨の御意見を数件いただきました。)</p>	
	23	<p>フッ化物応用は、たくさんあるむし歯予防方法の一つに過ぎません。特定の医薬品を使った、歯科医院ですらするところとしないところがある特定の医療行為です。それを、公的性格の強い県の条例に入れてしまうと、結果的に特定の医療行為を推奨し、医薬品を扱う業者が利潤を上げる仕組みになってしまいます。これは、おかしくはないでしょうか。どんな治療を受けるかは、県の条例で決めることではありません。個人が決めるべきものです。私たちの自己決定権を侵害するような、特定の医薬品の奨励は、県の条例に相応しくありませんので、「フッ化物応用」は削除すべきだと考えます。</p> <p>(同趣旨の御意見を数件いただきました。)</p>	
24	<p>学校における集団フッ素洗口は、日本弁護士会の意見書によると「人権侵害」である。</p>		

項 目	番 号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する考え方
基本的施策 【第4号】	25	生活習慣病ということを考えれば、生活習慣の見直し、それに関する指導が第一と思います。食生活の改善や歯磨き指導を重点にすべきだと思います。フッ化物については、たとえ学校で実施したとしても、卒業すればどうなのか、フッ化物の健康の害もあるので、学校では安全かつ生涯にわたる健康の意識を高めるのが大切だと思います。	
	26	ブラッシングの指導の徹底により、むし歯が減っているにもかかわらず、集団に対してフッ素を導入する必要はないと考えます。	
	27	学校では、歯みがき指導や歯に関する教育活動が十分行われていない現実もあります。その現状を打開し、子どもたちが生涯にわたって歯と歯ぐきを管理できる力を身に付けるためにも、学校における教育活動の充実を後押しする内容を入れ、本来学校でするものではないフッ化物応用は、削除すべきだと考えます。	
	28	給食でのアレルギー対応の問題、様々な起こりうる事故の補償問題、さらには虐待、不登校など、教育現場は子どもの命を守るために様々な配慮でいっぱいな状態です。歯の健康については、これまでのブラッシングの指導の取り組みで十分です。 (同趣旨の御意見を数件いただきました。)	
	29	フッ化物応用については、強制ではないと記載されていますが、教育現場においてフッ素洗口の実施は非常に困難です。一人一人を見て安全に洗口できることに無理があります。フッ化物応用については削除していいと思います。 (同趣旨の御意見を数件いただきました。)	

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
基本的施策 【第7号】	30	「妊産婦」は「その他特に支援を要する者」に含まれていますが、妊産婦の歯科健診や歯科保健に関するものは1つの独立した項目として掲げる必要があると思います。	妊産婦に関することについては、条例の構成上、独立した項目とすることは考えておりませんが、いただいた御意見については、今後の施策展開の参考にしていただくよう、県の関係部局にお伝えします。
基本的施策 【第8号】	31	「歯と口の健康づくりの推進に係る業務に携わる者」の人材確保に関しては、他職種との連携協力体制だけでなく、医師、看護師を含めて、よりからだから口をみる視点を取り入れられるような枠組みにして、歯科医療従事者だけでなく、積極的に医療従事者も含めて人材確保、育成及び資質の向上に関与すべきではないかと思われます。	歯と口腔の健康づくりの推進に係る施策の推進に当たっては、特に「歯科保健医療に携わる者」が中心的な役割を担うことが期待されていることから、規定したものです。 御意見のとおり、医療従事者等についても人材確保等は大変重要なことですから、いただいた御意見については、今後の施策展開の参考にしていただくよう、県の関係部局にお伝えします。
基本的施策 【第10号】	32	行政の持っている情報の開示を可能にする条項が必要と考えます。	行政情報の開示については、県や市町村の情報公開条例等に基づき開示されるべきものと考えます。
実態調査	33	他県では「おおむね5年ごと」と記載されているものが多いが、なぜ期間を明記しなかったのか。	県が実施している実態調査は、国の方針に従って、現在、5年に1回実施されておりますが、国の方針が変更により調査間隔が短くなる場合も想定されることから、「おおむね5年ごと」ではなく「定期的に」と規定したものです。
いい歯の日 及びいい歯 の週間	34	いい歯の週間の期間については、イベント開催等を考えた場合、8日～14日に限定してしまうよりは「いい歯の日を含む1週間」としたほうが自由度は高いのではないかと。	いい歯の週間については、期間を固定し、毎年同じ時期とすることによって、県民の皆さんに、より歯と口腔の健康づくりの大切さを再認識してもらえものと考えております。